



厚生労働省奈良労働局発表
令和元年6月27日

担当	奈良労働局労働基準部健康安全課		
	課長	尾形 賢一	
	課長補佐	能勢 大藏	
	地方産業安全専門官	稲垣 剛	
	電話	0742-32-0205	

奈良労働局長が社会福祉施設関係団体に対し 労働災害防止に向けた取組を要請

～ 社会福祉施設の労働災害が増加傾向～

奈良県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、全産業では、多少の増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向で推移していますが、社会福祉施設においては、ほぼ一貫して増加している状況にあります。

このため、厚生労働省奈良労働局（局長 川村 徹宏）は、全国安全週間（令和元年7月1日～7月7日）中に、県内の社会福祉施設関係団体に対して、労働災害防止に向けた取り組みを要請することとしました。

ポイント

1 奈良労働局長による要請

- ・奈良県老人福祉施設協議会（会長 植田 誠：特別養護老人ホーム やすらぎ園 施設長）をはじめとする県内の社会福祉施設関係団体に対して、奈良労働局長が要請を行い、会員事業場に対する取り組みを求めます。

要請日時： 令和元年7月3日（水）10：00～（頭撮り可）

要請団体： 奈良県老人福祉施設協議会

場 所： 社会福祉法人 やすらぎ会

特別養護老人ホーム やすらぎ園

（奈良県天理市福住町5504番地）

2 社会福祉施設の労働災害が増加傾向

- ・平成30年に発生した社会福祉施設の休業4日以上死傷者数は、平成20年と比較して約2倍となり、また前年（平成29年）に比べ29.2%増加しました。

3 要請事項

- （1）「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づく全社的な安全活動の推進
- （2）「エイジアクション100」を活用した高年齢労働者に対する災害防止活動の推進
- （3）「STOP！転倒災害プロジェクト」、「職場における腰痛予防対策指針」等の活用

1 取組の背景・経緯

- ・休業4日以上死傷者数は、全産業では、多少の増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向で推移していますが、社会福祉施設においては、ほぼ一貫して増加している状況にあります。

(全産業の労働災害発生状況)

平成20年：1,459人 平成30年：1,387人(4.9%減少)

(社会福祉施設の労働災害発生状況)

平成20年：60人 平成30年：115人(91.7%増加)

- ・社会福祉施設における直近の労働災害発生状況について、平成30年の死傷者は、前年と比較して29.2%の増加となりましたが、令和元年になっても増加傾向が続いており、令和元年5月末日時点では休業4日以上死傷者数は38人と、昨年同期である20人から90%の増加となりました。(資料1および資料2参照)

このようなことから、奈良労働局では、社会福祉施設の労働災害の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じるための機会としていただくため、県内の社会福祉施設関係団体に対し、従来から労働災害の防止のため実施いただいている各種施策について、取り組み状況の再確認や積極的な活用を促進するよう要請を行うものです。

2 社会福祉施設における労働災害の様態

- ・労働災害の25%が介助・介護作業中(移乗介助、入浴介助等)、22%が歩行中(送迎業務等)に発生しました。(資料3参照)
- ・労働災害の30%が動作の反動・無理な動作、28%が転倒により被災しています。(資料3参照)
- ・平成30年に発生した労働災害のうち67%が50歳以上の高年齢労働者となっています。(資料4参照)
- ・50歳以上の高年齢労働者の労働災害は、平成20年は27人でしたが、平成30年には77人と、10年前と比較して約3倍に増加しています。(資料4参照)

参 考

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」「エイジアクション100」
「STOP! 転倒災害プロジェクト」「職場における腰痛予防対策指針」に関する厚生労働省HPは資料5参照。

令和元年 業種別労働災害発生状況 (前年同期対比)

(5月末集計)

業 種	区 分	令和元年		平成30年		死傷者数増減状況	
		増減数	増減率 (%)	増減数	増減率 (%)	増減数	増減率 (%)
全 産 業 合 計		3	402	6	380	22	5.8%
製 造 業		1	104	2	93	11	11.8%
	食 料 品 製 造 業		16		15	1	6.7%
	織 維 工 業		1		2	-1	-50.0%
	衣服その他の繊維製品製造業		3		3	0	0.0%
	木材・木製品製造業		12		13	-1	-7.7%
	家具装備品製造業		2		0	2	
	パルプ・紙・紙加工品製造業		3		3	0	0.0%
	印刷・製本業		2		3	-1	-33.3%
	化学工業		18	1	22	-4	-18.2%
	窯業土石製品製造業		2		2	0	0.0%
	鉄 鋼 業		3		2	1	50.0%
	非鉄金属製造業		0		1	-1	-100.0%
	金属製品製造業	1	26		12	14	116.7%
	一般機械器具製造業		7		2	5	250.0%
	電気機械器具製造業		4		0	4	
	輸送用機械器具製造業		1		4	-3	-75.0%
	電気・ガス・水道業		1		1	0	0.0%
	その他の製造業		3	1	8	-5	-62.5%
鉱 業			1		0	1	
建 設 業		1	47	3	41	6	14.6%
	土 木 工 事 業		8	2	14	-6	-42.9%
	建 築 工 事 業		27	1	26	1	3.8%
	木造家屋建築工事業		15		13	2	15.4%
	その他の建設業	1	12		1	11	1100.0%
運 輸 交 通 業			56		56	0	0.0%
	道 路 貨 物 運 送 業		52		48	4	8.3%
貨 物 取 扱 業			1		0	1	
林 業			9	1	20	-11	-55.0%
	木 材 伐 出 業		8	1	16	-8	-50.0%
	その他の林業		1		4	-3	-75.0%
商 業			58		61	-3	-4.9%
	小 売 業		51		56	-5	-8.9%
保 健 衛 生 業			44		30	14	46.7%
	社 会 福 祉 施 設		38		20	18	90.0%
接 客 娯 楽 業			33		26	7	26.9%
	飲 食 業		13		13	0	0.0%
	ゴ ル フ 場 業		8		7	1	14.3%
清 掃 ・ と 畜 業			9		13	-4	-30.8%
	ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業		2		9	-7	-77.8%
	廃 棄 物 処 理 業		5		4	1	25.0%
警 備 業			6		2	4	200.0%
上 記 以 外 の 各 種 事 業		1	34		38	-4	-10.5%

(注1) この統計は、労働者死傷病報告に基づく。(両年とも5月末日までに機械入力処理した報告の集計である。)

(注2) □の数字は、死亡者数を内数で示している。

参考:陸上貨物運送事業	53	48	5	10.4%
-------------	----	----	---	-------

「陸上貨物運送事業」とは、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業を合わせた呼称である。

平成30年 業種別労働災害発生状況 (確定)

(平成31年3月末集計)

業 種	区 分	平成30年		平成29年		死傷者数増減状況	
		人数	発生数	人数	発生数	増減数	増減率 (%)
全 産 業 合 計		10	1,387	7	1,251	136	10.9%
製 造 業		2	331	1	309	22	7.1%
	食 料 品 製 造 業		67		65	2	3.1%
	織 維 工 業		3		5	-2	-40.0%
	衣服その他の繊維製品製造業		7		12	-5	-41.7%
	木材・木製品製造業		40		30	10	33.3%
	家具装備品製造業		3		8	-5	-62.5%
	パルプ・紙・紙加工品製造業		11		11	0	0.0%
	印刷・製本業		6		3	3	100.0%
	化学工業	1	62		74	-12	-16.2%
	窯業土石製品製造業		8		4	4	100.0%
	鉄 鋼 業		7		8	-1	-12.5%
	非鉄金属製造業		4		3	1	33.3%
	金属製品製造業		59	1	40	19	47.5%
	一般機械器具製造業		12		5	7	140.0%
	電気機械器具製造業		5		12	-7	-58.3%
	輸送用機械器具製造業		8		7	1	14.3%
	電気・ガス・水道業		2		2	0	0.0%
	その他の製造業	1	27		20	7	35.0%
鉱 業			0		0	0	
建 設 業		3	136	2	134	2	1.5%
	土 木 工 事 業	2	28	1	35	-7	-20.0%
	建 築 工 事 業	1	81	1	80	1	1.3%
	木造家屋建築工事業		39	1	38	1	2.6%
	その他の建設業		27		19	8	42.1%
運 輸 交 通 業		2	164	2	152	12	7.9%
	道 路 貨 物 運 送 業	2	141	2	128	13	10.2%
貨 物 取 扱 業			9		1	8	800.0%
林 業		1	38	1	30	8	26.7%
	木 材 伐 出 業	1	25	1	25	0	0.0%
	その他の林業		13		5	8	160.0%
商 業			235		213	22	10.3%
	小 売 業		207		194	13	6.7%
保 健 衛 生 業			158		123	35	28.5%
	社 会 福 祉 施 設		115		89	26	29.2%
接 客 娯 楽 業			119		96	23	24.0%
	飲 食 業		65		46	19	41.3%
	ゴ ル フ 場 業		22		21	1	4.8%
清 掃 ・ と 畜 業		1	51		42	9	21.4%
	ビルメンテナンス業		22		14	8	57.1%
	廃棄物処理業	1	27		24	3	12.5%
警 備 業			12		9	3	33.3%
上 記 以 外 の 各 種 事 業		1	134	1	142	-8	-5.6%

(注1) この統計は、労働者死傷病報告に基づく。(両年とも翌年3月末日までに機械入力処理した報告の集計である。)

(注2) 〇の数字は、死亡者数を内数で示している。

参考:陸上貨物運送事業	2	150	2	129	21	16.3%
-------------	---	-----	---	-----	----	-------

「陸上貨物運送事業」とは、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業を合わせた呼称である。

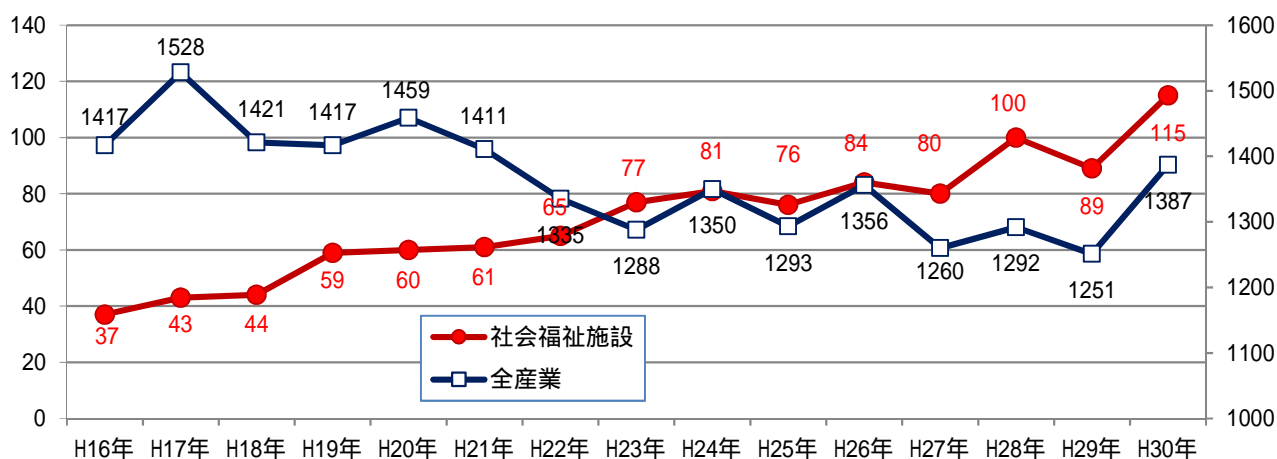
社会福祉施設における労働安全衛生管理の実際

厚生労働省奈良労働局

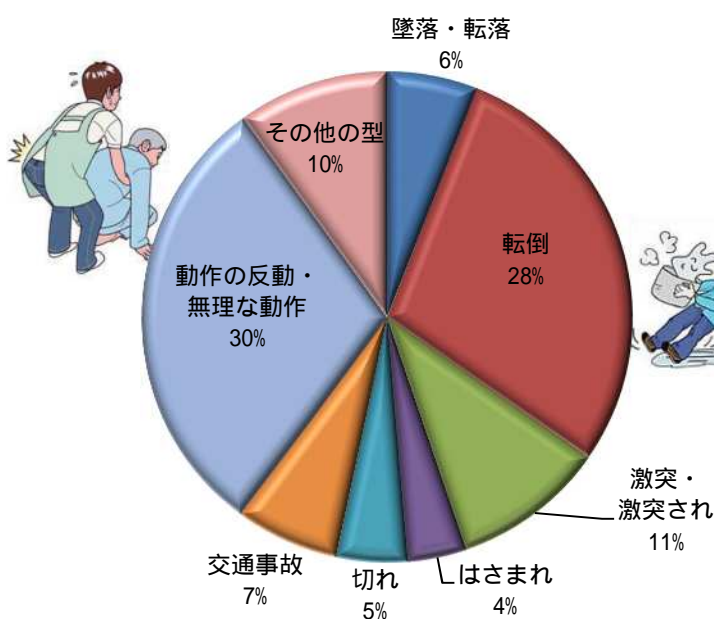
- 奈良県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数は、全産業では、多少の増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向で推移していますが、社会福祉施設においては、ほぼ一貫して増加している状況にあります。
- この資料は、社会福祉施設における労働安全衛生対策に取り組む端緒としてご活用いただくことを目的に作成したものです。是非、ご一読いただき、労働災害ゼロ、労働者の健康確保等に向けての取り組みを進められますようお願いいたします。

1 社会福祉施設における労働災害発生状況等

(1) 死傷者数（休業4日以上）の年別推移：奈良県



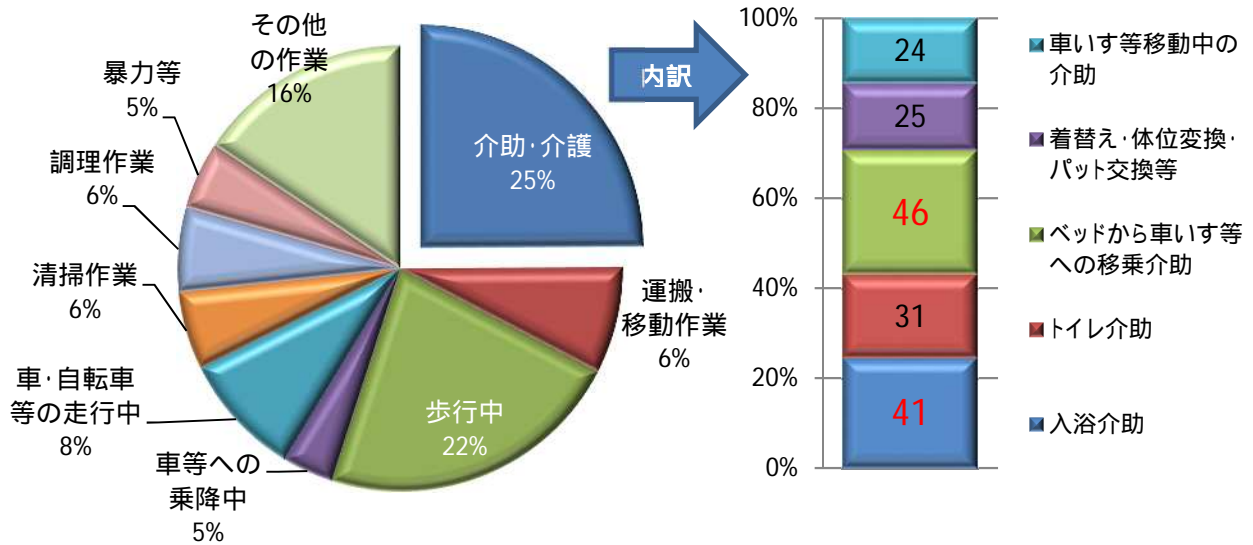
(2) 事故の型別発生状況（H23年からH30年の累計701件）



- 社会福祉施設における労働災害を事故の型別で分類すると、「転倒」と「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」の二つの型で全体の6割を占めている。
- 「介護・介助等作業」においては、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」が69%を占め、「介護・介助等以外の作業」では、「転倒」が28%を占めている。



(3) 被災時の作業の種類別発生状況 (H23年からH30年の累計701件)



2 社会福祉施設における安全衛生管理体制の確立

- 労働安全衛生法では、労働者の安全と健康の確保を推進するため、業種や事業場規模に応じた安全衛生管理体制を整備するよう事業者には義務付けています。また、社会福祉施設など一部の業種には、安全推進者の配置を厚生労働省のガイドラインに基づき指導しています。
- 社会福祉施設における、安全衛生管理体制は、次のとおりです。

常時使用する労働者数	労働安全衛生法・ガイドラインによる管理者等
1,000人以上	総括安全衛生管理者・衛生管理者 ・安全推進者 ・産業医 安全衛生委員会（又は、安全委員会と衛生委員会）
50人～999人	衛生管理者 安全推進者 産業医 安全衛生委員会（又は、安全委員会と衛生委員会）
10人～49人	安全推進者 と衛生推進者又は安全衛生推進者
1人～9人	（事業者）・安全衛生について労働者の意見を聴く機会を設ける

選任すべき衛生管理者数は、常時使用する労働者数が50人～200人：1人以上、201人～500人：2人以上、501人～1,000人：3人 等と定められています。

法的な選任義務はありませんが、労働災害防止のため、安全を担当する職員（安全推進者）を選任するようご配慮ください。（厚生労働省ガイドラインによる指導）

法的には衛生委員会の設置が義務付けられていますが、安全に係る事項も合わせて審議する安全衛生委員会の設置（または、安全委員会を衛生委員会と別に設置）についてもご配慮ください。

法的には衛生推進者の選任が義務付けられていますが、安全衛生推進者を選任するようご配慮ください。

(注) 「常時使用する労働者数」とは、アルバイト、パートタイム労働者等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の合計数をいいます。

(1) 事業者（法人代表者・施設長・所長・場長等事業所を代表する者）

「事業者は、単にこの法律で定める労働災害防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保す

るようにしなければならない。)(労働安全衛生法第3条第1項：事業者の責務)

労働災害ゼロの実現、的確な安全衛生管理の定着等は、経営者、経営トップの「働く人、誰一人ケガをさせない」という厳しい経営姿勢からスタートします。

(2) **総括安全衛生管理者** (労働安全衛生法第10条 他)

総括安全衛生管理者は、事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならないとされており、法人代表者、施設長、場長等を選任する必要があります。

(3) **安全推進者** (「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」厚生労働省 平成26年3月28日)

安全推進者は、職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置して下さい。

50人を超える事業場や労働災害が発生している事業場については、安全衛生推進者養成講習修了者等の中から選任して下さい。

職場環境及び作業方法の改善

労働者の安全意識の啓発及び安全教育

関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出

(4) **衛生管理者** (労働安全衛生法第12条 他)

第一種、又は第二種衛生管理者免許所持者等の中から選任して下さい。

少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じる。

健康に異常のある者の発見及び処置

作業環境の衛生上の調査

作業条件、施設等の衛生上の改善

労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備

衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項

労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成

衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等



(5) **産業医** (労働安全衛生法第13条 他)

日本医師会の産業医学基礎研修等を修了した医師、労働衛生コンサルタント試験(保健衛生に限る。)に合格した医師等の中から選任して下さい。事業代表者や事業の実施を総括管理する者は、その事業場の産業医としては選任できません(平成29年4月施行)

少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じる。

健康診断及び面接指導等の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置
作業環境の維持管理
作業の管理
労働者の健康管理
健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置
衛生教育
労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置



(6) 安全衛生推進者（労働安全衛生法第 12 条の 2 他）

安全衛生推進者養成講習修了者等の中から選任してください。
施設、設備等の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置
作業環境の点検及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置
健康診断及び健康の保持増進のための措置
安全衛生教育
異常な事態における応急措置
労働災害の原因の調査及び再発防止対策
安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成
関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等

(7) 安全衛生委員会（労働安全衛生法第 17 条、第 18 条、第 19 条 他）

ア 安全衛生委員の構成

総括安全衛生管理者、安全推進者、衛生管理者、産業医、安全に関し経験を有する労働者、衛生に関し経験を有する労働者の中から事業者が指名した者を委員として選任します。（衛生委員会の場合は、及びは含まれません。）

総括安全衛生管理者以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合（ない場合は、労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名してください。

イ 安全衛生委員会における調査審議事項・付議事項（抄）

労働者の危険、健康障害を防止するための基本的な対策
労働者の健康の保持増進を図るための基本的な対策
労働災害の原因及び再発防止対策
安全衛生に関する規程の作成
安全衛生教育の実施計画の作成
長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立
労働者のメンタルヘルスを図るための対策の樹立 等々

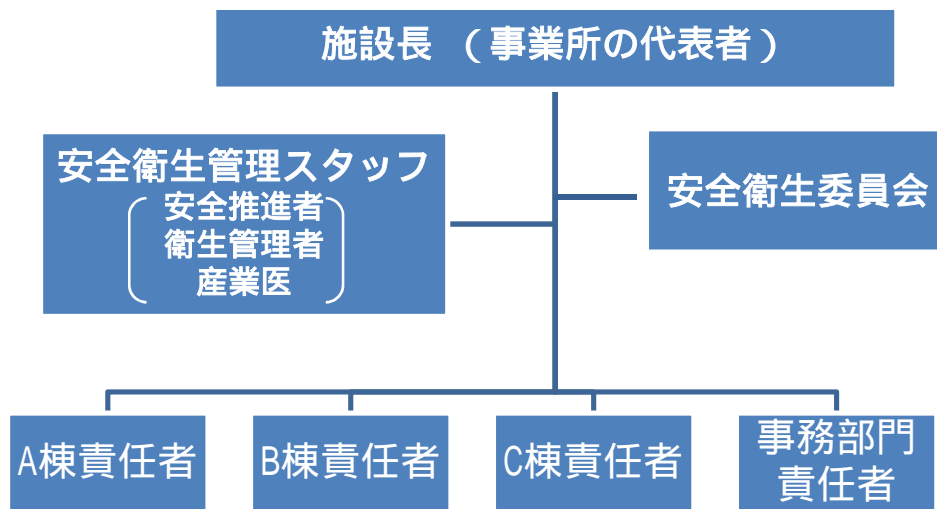


ウ 安全衛生委員会の開催等

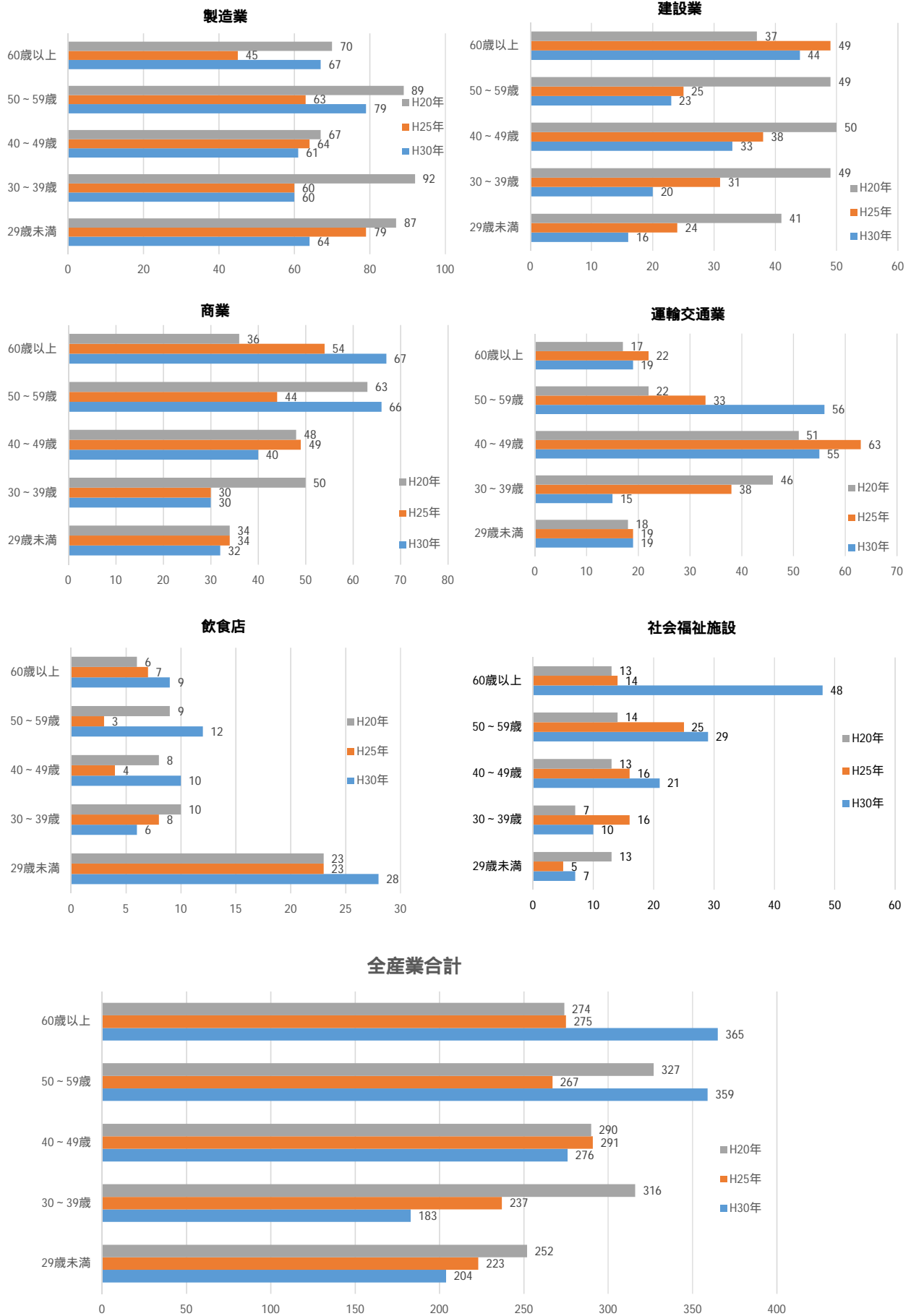
委員会は、毎月 1 回以上開催する。
委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会の議事概要を掲示板に掲示する等の方法により労働者に周知を図るとともに、議事の重要事項について記録を作成し 3 年間保存す

る。

社会福祉施設における安全衛生管理体制（一例）



業種別・年齢別グラフ（奈良労働局）



「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

「エイジアクション100」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00001.html

「STOP！転倒災害プロジェクト」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

「職場における腰痛予防対策指針」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html